

京都市告示第425号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年11月16日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社リヴァイバル・ライン	児童発達支援, 放課後等デイサービス	Reバース下鳥羽 2650900208	京都市伏見区下鳥羽 北ノ口町 64 グラン ディール伏見 1F	平成30年10月 31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)